

## 第8章 本県の農協教育

農協教育は、ロッチデールの源流にさかのぼる。

“ロッチデールの組合員達は学校教育を受けていなかったが、正直なる者の心に宿る天才を持っていた。真理を第一にするか、第二にするかにより、一切がまったく変わってしまうことを知っていた。

彼等は原則を第一とした。……”

(ホリヨーク著『ロッチデールの先駆者たち』P.427)

協同組合の教育原則は、1844年のロッチデール組合以来、130数年の今日まで一貫して国際協同組合運動として堅持されてきた。

### 1) 農協理念の高まり（全国動向）

わが国の農協理念が際立って高まったのは、農協刷新拡充3か年計画運動（昭和31年）のときであった。その第1に採り上げられたのが、「農協理念の徹底」であった。すなわち、①農協教育活動を強化する、②組合員教育を徹底する、③役職員の資質の向上をはかる。

〔刷新拡充3か年計画運動の第2年目（昭和33年・全国）〕「農協運動を自主協同の精神によって強力に前進させるには、組合員は、真に農協運動を理解し積極的に協同活動をすすめる、役員は組合員から信頼され、職員は農協運動への熱意をもって、相ともに事業の遂行にあたらねばならない」ことを実践要領の方針にかかげた。

〔第10回全国大会（39年）〕農協運動の刷新強化に関する決議のなかで、「協同組合教育の振興のため必要な施設を拡充すること」を採択して実践策としての教育施設を取り上げた。

〔第11回全国大会（42年）〕協同組合の原理原則の理解を強調して、中央に「中央協同組合学園」、地方に「農協教育研修施設」「教育基金の造成」をするよう決議。

〔昭和45年以降〕総合3か年計画達成のための主要施策として、「組合員教育」「役職員教育」「教育体制」の整備・充実を大会決議し、教育活動を積極的に展開していくこととなった。

### 2) 本県の農協教育活動—昭和34年以前の大会決議

『山形県農業協同組合沿革史』前編では、本県農協職員資格認証制度の実施を教育活動として取り上げ、その経過を述べたが、本県農協教育活動の大筋を本県大会を振り返って補足すると、およそ次の通りであった。

本県では、全国運動と同様に、昭和31年県大会で農協教育の強化をかかげて、以下のことを決議した。

「系統農協職員は、自ら農協意識に徹するは勿論、構成員の教育および協力組織の育成助長を図るに広い資質を備え、かつ、あらゆる機会をとらえて教育に挺身すること」

「中央会は、恒久的教育施設（講習所、講習会、研修会の開催）を整備強化すること」

「農青連、婦人部の組織強化と活動を通じての教育により農協意識の徹底をはかること」

また32年第6回県大会では、農協精神の高揚を前面に出して、刷新拡充3か年計画実施のための基本事項を決議した。

### 3) 本県農協教育の変遷概要

本県大会にみる教育活動の大筋は、前に述べたが、次に本県農協教育活動を総括的に振り返ってみたい。

本県の農協教育は、ごく大まかにいって、農協設立以来、昭和30年代の前半までは、大部分の農協は、部落座談会を農協教育の最重点の場としていた。また、青年部、婦人部、実行組合、子供貯蓄組合等の組織を通じて、組合員の結合強化をもとめながら、役職員自らをも教育してきた。そのほか、家計簿記帳指導、『家の光』『地上』などの読書活動、台所・料理改善、増産指導、営農設計指導、あるいは米価、農業所得税対策の農政活動、米穀・金融登録もふくめた信用・経済事業、および共済事業を通じて、対話・訪問・行事・会議・集会などによって農協教育が行なわれてきた。

中央会・連合会もその線上にあって教育活動を展開してきた。30年代前半までは、生産と生活が密着していて、今日ようではなかった。部落も、部落共同体、あるいは生産共同体的機能をもっていた。そのなかで組合員同志の協同意識が交流していた。農協活動のすべては事業側面と教育側面が一緒になってそのなかに結びついていた。

それゆえに教育活動の上では分化されたテクニックなどを特別に使う必要もなかった時代といえた。

教育は、もとより一定の型にはまったものではなく、ロッチデールの組合員達のように、「協同意識に目覚めた心の通い」こそが真髄でなければならないものであろう。しかし、経済の高度成長に伴って新しく出現した情報化の波は、農協教育に対してもあらたな角度からその在り方をもとめて迫ってきた。農村のなかに、家庭のなかに、組合員の心のなかに氾濫するマスコミの波がおし寄せた。組合員農家は急速に多様化しはじめ、農協教育は埋没してしまいそうな状態にさえなってきた。農協精神型教育は通用しなくなり、科学の発達、技術の進歩に対応するあらたな教育体系の確立、教育実施計画、手法・施設・資金・調査・結果測定などが不可欠の教育必要条件となってきた。

このような経過をふんで、「農協理念高揚期」―「農協教育停滞期」―農協法20周年記念大会(42年)を契機とする「体系教育確立期」の三段階を刻んで、本県農協教育は推移した。

昭和44年に、中央会が策定した「体系教育の確立」についての総体は、後掲する教育体系図にゆずることとし、次に種目毎に、本県教育活動の歩みを要約してみよう。

#### <農協職員教育> (職員全般)

農協職員資格認証制度が設けられる前までは、主として指導協会とその後の中央会が農協役職員教育ならびに農協職員採用試験を担当してきた。(48年からは、県下一斉に同一試験問題で県下4会場で実施されている)。認証制度が実施されてからは、認証に伴う教育を主として中央会が担当し、44年に本県の「農協教育体系」が確立されると、単協でなすべき教育、中央会・各連でなすべき教育が体系づけられた。それ以前から、今日まで継続しているものに新規採用職員研修(農協論、農協法、

農協法記、執務心得—30時間程度)、2級職員養成研修(農協論、農協経営、簿記会計、農協法—30時間程度)、主任クラス職員養成・研修(農協論、農協関係法規、農業経済概論、農協経営管理、農協経理—30時間程度)がある。

1級職員教育は、トップマネジメント研修、農協参事会、人事院管理者研修方式による研修(JST)を通じて知識技能を磨いてきた。

#### ＜営農指導員教育＞—農業発展拡大のために

本県独自の「計画営農」推進(35年)の支柱は、営農改善を軸として信用・経済事業とのコンビネーション、および事務改善による事務処理体系を確立することであった。本県農協教育のなかでは、農協経営のカナメである営農指導に力点がおかれた。

営農指導員教育は、中央会が定期的に行なう長期研修、経済連・青果連・養連が行なう経済事業附随の教育、指導員相互が行なう体験発表、あるいは行政庁の行なう農業技術指導など多面にわたるものであった。そのうち、中央会が毎年行なってきた長期研修は、概ね一作目、5日～10日間の研修期間で、研修内容の一例をあげると、「果樹」では、①本県果樹の動向、②品種、土壌、施肥、病虫害、剪定、③資金、流通、共同化等。「畜産」では、養鶏、肉畜、酪農、飼料作物、経営管理、人工授精、疾病、肥育、審査、改良育成、飼料給与、飼料品種栽培、共同化、流通等であった。

長期研修は、41年度から専門コース研修に改まった。それは、農業生産の特化傾向がすすむにつれて組合員の要望も次第に専門化してきたことと、作目団地構想が芽生えてきたので、従来の普遍的な研修より作目ごとに生産から流通にいたる一貫した知識の修得にウエイトがおかれるようになったからである。稲作、果樹、酪農、養豚、肉用牛のそれぞれの専門コースであった(研修内容省略)。

さらに48年からは、この専門コースを作目コースに切り替え、作目団地の専任者たるに応しい知識と技能の修得に突込みをかけるようになった。

(48年度：農協数83、研修対象営農指導員数601人、48年度参加者93人)必修科目—主要作物の生産技術と団地造成(17時間)、農畜産物流通の現状(19時間)、農協事業の理論と実際(12時間)。選択科目—広域団地の理論と実務(18時間)、農業会計(23時間)、農業経営診断(8時間)。

#### ＜生活指導員教育＞

生活活動という名称が用いられ、具体的に農協の生活活動が重要視されるようになったのは比較的遅かった。全国的には第9回全国大会(36年、長野市)で生活面を積極化することを決議してからである。

本県で生活指導部署が単協に設置されるようになったのは、37年からであった。40年では設置率35%の低率で、41年になってようやく県下半数農協の設置率となった。41年の生活指導員数は、専任が本県で12人しかいなかった。その他は兼任、あるいは婦人部事務局即生活部署というかたちだった。

39年に、単協の専任、兼任あわせて13名の生活指導員が中央会に集まって、婦人部員に対するアンケートを持ち寄り、「生活指導員として何をなすべきか」を話し合った。これが本県生活指導の夜明けだった。翌40年には20名ほどで、はじめて生活指導員研修会を1泊2日で、「生活活動とは

表Ⅲ-88 本 県 農 協 職 員

年 級 区 分 性 別	昭34年度		昭 35 年 度						昭 36 年 度				
	3級第1回		3級第2回		3級第3回		2級第1回		3級第4回		2級第2回		1級 1回
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
男	44	16	18	8	71	14	9	4	19	9	9	7	1
女	50	-	71	-	66	1	3	-	39	-	4	-	-
計	94	16	89	8	137	15	12	4	58	9	13	7	1

年 級 区 分 性 別	昭41年度		昭 42 年 度					昭 43 年 度								
	3級第10回		3級第11回		2級第5回		1級 4回	3級第12回			3級第13回			2級第6回		1級 5回
	甲	乙	甲	乙	甲	乙		甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	
男	67	19	100	27	45	5	6	96	37	55	153	37	13	23	9	3
女	168	-	136	-	2	-	-	128	-	9	155	1	-	4	-	-
計	235	19	236	27	47	5	6	224	37	64	308	38	13	27	9	3

年 級 区 分 性 別	昭 47 年 度						昭 48 年 度						昭 49 年 度					
	3級第17回			2級第10回		1級 9回	3級第18回			2級第11回		1級 10回	3級第19回			2級第12回		1級 11回
	甲	乙	丙	甲	乙		甲	乙	丙	甲	乙		甲	乙	丙	甲	乙	
男	99	27	30	49	18	9	44	27	23	54	7	3	139	15	28	54	12	9
女	82	-	-	24	1	-	35	4	1	19	1	-	91	3	1	25	-	-
計	181	27	30	73	19	9	79	31	24	73	8	3	230	18	29	79	12	9

〔注〕 県中央会調。34年度当初認証認定者、3級甲2,169人、3級乙195人。

何か」の第一歩から踏みだした(中央会主催、以下同じ)。

生活指導員教育が体系的に実施されだしたのは42年からである。その後、現在まで連続して毎年、生活指導員研修会が全県規模で開かれ、指導員は代れど「農村生活向上のための農協の果たすべき役割」と「生活活動の実践は如何にあるべきか」につき根強く追求しつづけてきた。

農協合併がすすみ、生活部課が設置されるようになった44年からは、「生活部課長研修会」が開かれるようになり、また東・北・南三県合同、あるいは、東北6県合同の研修会が継続して行なわれるようになり、激変する生活環境に対処する農協生活活動について、次元を高くもとめて指導員は研修にはげんだ。40年代前半における研修内容の一例を要約して示すと以下ようになる。

〔昭和42年度の場合〕 年間15日、7回に分けて研修。「研修項目」は、農協の歴史、農村社会学、家庭管理、家庭の法律、健康管理、衣生活改善、信用・共済事業と生活、暮らしの積み上げ運動、衣生活改善、料理実習、家計費の動向、生活設計、婦人組織の現状と問題点、農協長期生活改善計画。

〔昭和46～49年の場合〕 総合3か年計画運動と県農協教育体系のなかでの生活指導員教育が実施された。そのうち48年の例では、年間4回、毎回50人、延200人参加。「研修内容」は、農協生活活

資 格 認 証 証 書 交 付 者 数

昭 37 年 度							昭38年度		昭39年度		昭 40 年 度				
3級第5回		3級第6回		2級第3回		1級 2回	3級第7回		3級第3回		3級第9回		2級第4回		1級 3回
甲	乙	甲	乙	甲	乙		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
69	8	53	24	15	4	6	62	12	90	14	39	11	19	10	14
108	-	97	-	2	-	-	103	-	133	-	155	-	-	-	1
177	8	150	24	17	4	6	165	12	223	14	194	11	19	10	15

昭 44 年 度						昭 45 年 度					昭 46 年 度						
3級第14回			2級第7回		1級 6回	3級第15回			2級第8回		1級 7回	3級第16回			2級第9回		1級 8回
甲	乙	丙	甲	乙		甲	乙	丙	甲	乙		甲	乙	丙	甲	乙	
144	17	30	55	15	13	70	17	16	33	9	9	85	13	32	52	16	7
213	-	-	4	-	-	163	7	-	4	1	-	110	3	2	9	4	-
357	17	30	59	15	13	233	24	16	37	10	9	195	16	34	61	20	7

受験者数の推移

年度 級	昭 43 年	昭 44 年	昭 45 年	昭 46 年	昭 47 年	昭 48 年	昭 49 年
	1~2級	235	99	102	345	397	401
3 級	355	652	387	458	425	501	508
計	590	751	489	803	822	902	851

動と組織運動，消費者運動のすすめ方，生活をめぐる情勢と第二次総3運動，経済連・全農・メーカーとの合同討議，商品テストの理論と実際，価格調査とその検討等。

昭和49年には「反独占」をかかげて，東北地区生活部長・生活指導員が青森に集まった。この東北地区研究会は，研修と生活活動の交流をかねて開催されたものである（本県8名参加）。「研修内容」は，人間と公害，反独占運動の進め方，農協運動と生活活動。また反独占の討論では，農協と企業のちがいがい，農協は何故不買運動を起せないか，独占とたたかうための方法手段についてなど議論が白熱化した。生協・漁協との提携，組合間協同，農協トップの姿勢，農協オリジナル商品の開発などに意見が集中したが，帰するところは「教育」を徹底することであった。

<定着した農協職員資格認証制度>

昭和34年9月1日から実施されたこの制度は，発足当初，職員組合の一部から「職員の雇用契約を侵し，現職員の既得権を失なわせるもの」として反対の声があがったが，中央会は，全職員（当時235農協，約1,000人）を対象とする当初案を緩和し，「講習会の全科目を修了したもの」あるいは「特定の資格または経験をもつものに対しては現職の資格を与える」とこととし，組合長会の了解を得て，中央会理事会の承認を受け労組代表に対する説明会の後，実施に踏みきったものであった。

### 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

認証制度の骨子は、①対象は新規採用職員もしくは昇格を希望する職員、②認証区分は、3級（一般職員）、2級（主任）、1級（参事）とする、③受験資格は3級が17歳以上、2級は3級の認証を受け、7年以上農協の実務についたもの、1級は2級合格後・実務5年以上のもの、④試験は筆記試験と口述試験が行なわれ、資格認証委員会がこれにあたる、など。

その後、いくたびか県農協教育審議会（会長・枝松信連会長）の議を経て、中央会理事会で審議し、内容の改善をはかってきた。

＜監査士養成教育＞（第7章第2節参照）

＜農協事務改善教育＞ 帳簿から伝票会計へ

昭和35～36年ごろ、本県系統農協が集中的に、しかもひんぱんに実施したものに「農協事務改善研修会」があった。この研修の母体は、「計画営農推進運動」であった。系統農協の事務を組織的・統一的にすすめるため山形県農協事務改善研究委員会を設けた。従来の事務体系を、伝票会計の体系にあらためるにはモデル農協の設置が必要だとして、高松・金山・犬川・藤島農協が選ばれた。

事務改善研究委員会は「農協の事務改善要領」「帳簿管理」「信・購・販・共事務改善」をまとめあげ、モデル農協を会場としてそれぞれの地区農協が集まって研究・研修を重ね、モデル農協では率先して36年6月1日から新事務体制の実施に入った。産組以来なじんできた信・販・購・利という業務体系の流れを、管理・営農・業務の3部制機構にあらため、そのなかで有機的連携と総合性を活かしていこうという事務面からのこの改善構想は大きな変革であった。全国各地からモデル農協に毎日視察者が来訪し、中央会とモデル農協では視察受入日をきめたほどだった。

＜役員教育＞

本県は、農協発足後、事業連は生まれたが、全国の他県に生まれたような指導連は発足しなかった。他県では、「教育指導連」あるいは「教育情報指導連」などいろいろな名称であったが、指導と名のつく教育、組織、生産、経営、農政を担当する指導連を設置して活発な活動をすでに行っていた。本県は、教育情報においても出足が遅れた。その後、県内地区ごとに指導協会が生まれ、さらに県一円の県指導協会となって、それなりの役員員教育が実施されてはきた。

昭和29年、中央会になってからは、教育に重点がおかれ、役員教育にあっては、今日まで毎年、6～7月ごろに県内全農協の理事と監事に分けた地区ごとの2日ばかり（1日だけの年もあった）の研修が実施されてきた。

研修内容は、大きく分けて、①農業をめぐる一般情勢、②農協経営（事業・財務・会計・人事・組織・管理・機構、ときには農協法および関係法規など）、③特殊課題（その年によって、例えば農業基本法・貿易自由化・食糧改変・農産物の流通・協同組合原則・体質改善運動・総合3か年計画等々）であった。監事教育の場合は、とくに簿記・会計・法規・監査手続・不整・不正等が研修の焦点となった。理事教育では、農協合併が進行しはじめた昭和37年から、理事研修のほかにも常勤理事・参事を対象とするトップマネジメント研修が加わり、その後さらに農協経営者研修、常勤理事コース研修、新任理事研修など研修機会が多くなっていった。

とくに近年にあっては正常な労使関係を確立すべく、「労務管理」が継続して研修科目に取り入れられるようになった。会場は、今でこそその地区にも農協会館があるし、系統の農林年金蔵王白

翠苑もあれば紅葉苑もあるが、以前にはあちこちの旅館とか神社の境内などで役員達は流れる汗をぬぐいながら研修にはげんだものだった。

#### 4) 組合員教育の断片

形にこそ現われないが、組合員相互、組合と組合員間の意思の交流こそが今日の農協を築き上げた貴重な礎石であったことは言を俟たない。それらのすべてを本史で表現することはとてもできない。組合員教育の一環として定型的に行なわれてきたことの断片のみを次に振り返ってみることにしよう。

〔みちのく早苗大会〕 昭和29年から毎年、庄内と内陸に分けてそれぞれの地区から県代表を選び、さらに東北大会出場者をきめて民謡と郷土芸能に田植の骨休みをした早苗大会は、昭和37年まで回を重ねること9回におよんだ。会場の学校体育館には近くの町や村から多勢の農家の人達がつめかけた。なかには重箱をもち、子供をおんぶし、ところどころで腰を伸ばしながら孫達とやってくる先輩組合員の姿もよくみかけられた。会場は、老若男女の息でむんむんし、窓外にはグランド越しに青田がのぞかれていた。

主催は、中央会とNHK、後援は開催地農協と連合会、市町村、家の光協会、朝日新聞だった。よく歌われた「民謡」は、最上川舟唄、新庄節、木挽唄、長持唄、馬子唄、山唄、庄内おばこ、津軽山唄などで、「舞踊」は獅子踊、田植踊、花笠踊、番楽、豊年こいこい、大黒舞などで、今から思えば懐しい思い出行事であった。どの会場にも舞台正面に張られていた「農協旗」は無言の組合員教育でもあった。

〔家の光大会と日本農業新聞大会〕 家の光大会は婦人部を主体に、日本農業新聞大会は青年部を主体に、中央会、家の光協会、新聞連が主催となって単協段階・地区段階・県段階と三つの段階で開催されてきた。家の光大会では、婦人部長が、新聞大会は青年部長がそれぞれ組織活動の経過報告と取り組んでいる重点課題への抱負を訴え、地元組合長あるいは地区・県組合長会長、中央会長もしくは中央会支所長からのメッセージがあって、普及部数の現状報告の後、大会議題の審議に入っていくのが恒例だった。

議題には、普及部数の増加、あるいは記事活用はきまってかかげられたが、むしろ主体は未組織地区の解消とか、組織強化のための意思結集とか、婦人部では純化論（地域婦人会べったり解消）、青年部では農政問題、そのほか農協貯蓄、共済、購販などの農協利用強化などに重点がしぼられ、どの会場も熱気にあふれていた。それが米の生産調整を境にして次第にこのようなタイプの青年・婦人同志の意思結集の場は質量ともに変化していくこととなった。

議題審議終了後は、分科会あるいは体験発表が開かれ、部員達は議題審議より以上に身近な討論、身近な生産、生活に直結するものとしていっそうの盛り上がりを見せた。氾濫するマスコミのなかで家の光、農業新聞の伝統をこれからどのように維持発展させるべきか系統全体としても大きな課題であろう（第9章「広報」、第3章第3節「青年組織」、第4節「婦人組織」参照）。

#### 5) 山形県農協法20周年記念一久しぶりに教育振興がクローズアップ

昭和42年11月に開催された第11回県大会は、32年の第6回大会以来10年ぶりで単独議題としてし

## 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

かも第1号議題として「教育振興」を取り上げた。農協法20周年を契機に、今一度原則に立ちかえらなければならないとする意図のあらわれだったことは当然だが、そのほかに、前年の41年には第23回国際協同組合大会（ICA ウィーン大会）が開かれ、新協同組合原則が樹立されたこともその理由だった。

1937年（昭12）の第15回 ICA パリ大会で決定された7原則をより明るい光をもって輝かせる磨き直しをした第23回ウィーン大会の新原則のなかにも再び「教育原則」が取り入れられた（傍点は「協同組合原則とその解明」P.10より）。

### 新協同組合原則

1. 加入自由の原則
2. 民主的運営の原則
3. 出資配当制限の原則
4. 剰余金処分方法の原則
5. 教育活動促進の原則
6. 協同組合協同の原則

新原則は「教育」について次のように強調した。

「組合員の協同意識に基づかないで、組合が一見発展するようなことがあっても、それは不純な要因があつてのことであつて、真の発展ではないのみならず、それは、かえつて非常に危険なものを内包している場合である。従つて……協同組合教育を怠りなく実行しなければならない」（新しい原則の解説「協同組合とは」P.84）。

この世界共通の原則趣旨に立脚して本県大会においても教育の振興が提案され決議されたのである。

### 県農協大会決議

「われわれは日常のすべての組合活動を、あくまでも協同組合の原理、原則に根拠をおき、ともすれば激変する外部対応に急なあまり、農協の本質を見失うことのないよう本大会を契機に、下記により農業協同組合教育の振興をはかつて組合員、役職員の協同意識の一層の高揚をはかる。

#### 記

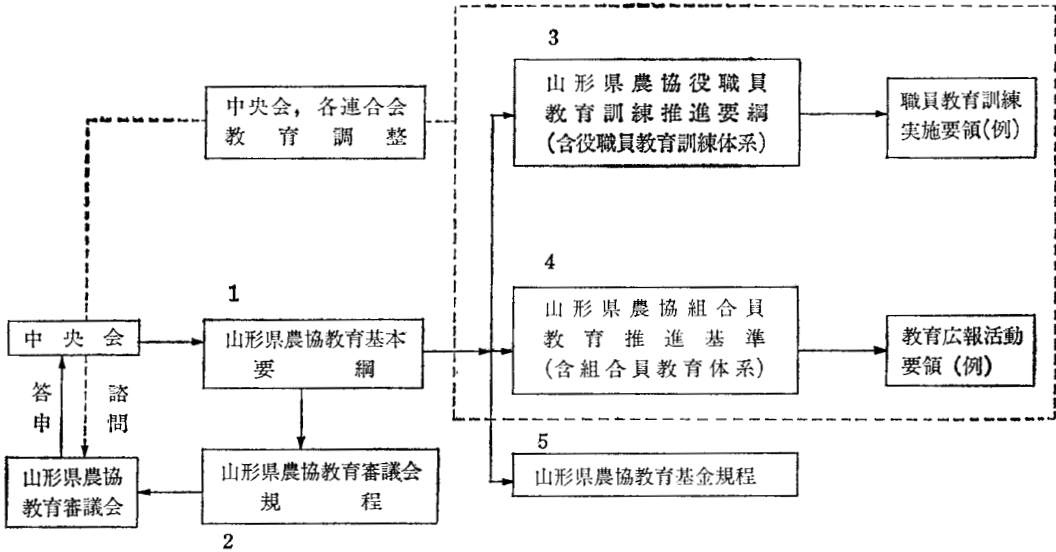
1. 組合員教育の徹底（内容省略）
2. 役職員研修制度の整備充実（教育審議会の設置等）
3. 農協教育基金造成（43年度から5か年で2億円を目的に教育基金を造成）。

この大会決議によって、本県の農協教育が体系的に実施されるようになった。それまでは、教育の重要性は強調されながら、実践のうえでは断片的、思いつきの傾向ですまされてきた。教育体系を整備した路線づくりは本県農協運動史のなかで画期的な刮目に値いするものであった。（図Ⅲ-16～18は、中央会が教育審議会の答申を得て44年2月17日制定したもの）。

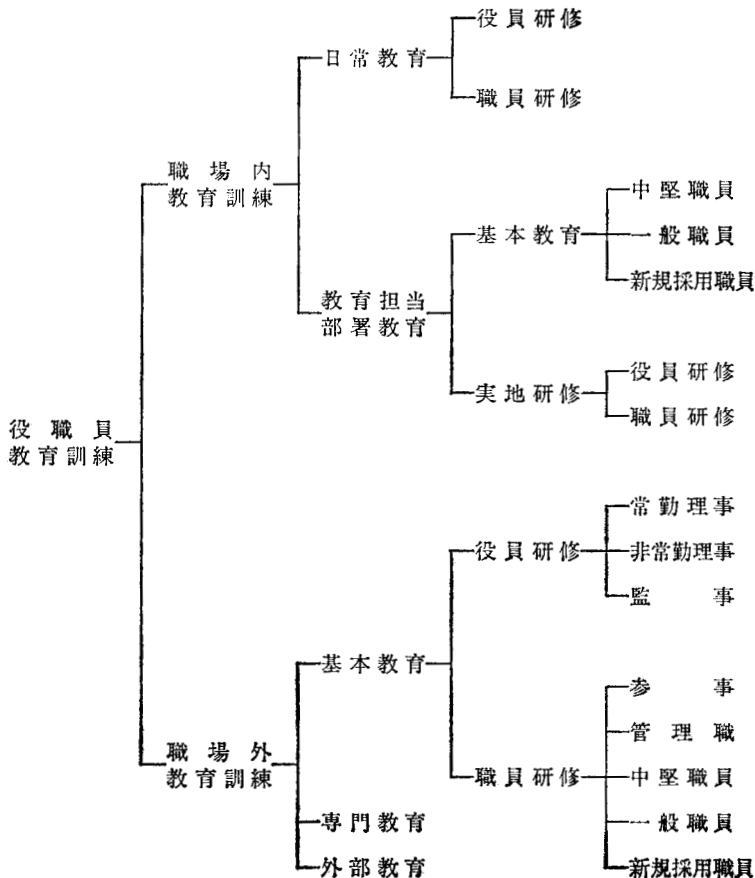
県大会の主催者たる中央会は、大会決議にあつての諸準備を整え、43年5月9日、中央会理事会で、諮問機関としての「県農協教育審議会」の設置を決定した（委員—単協代表8，中央会1，連合会6，県1，山大1）。同審議会は、中央会長よりの諮問事項（内容省略）に対して44年2月答申を行ない、中央会は、その答申に基づいて山形県農協教育体系を確立した。その一部である体系図は図Ⅲ-16～18の通りである。



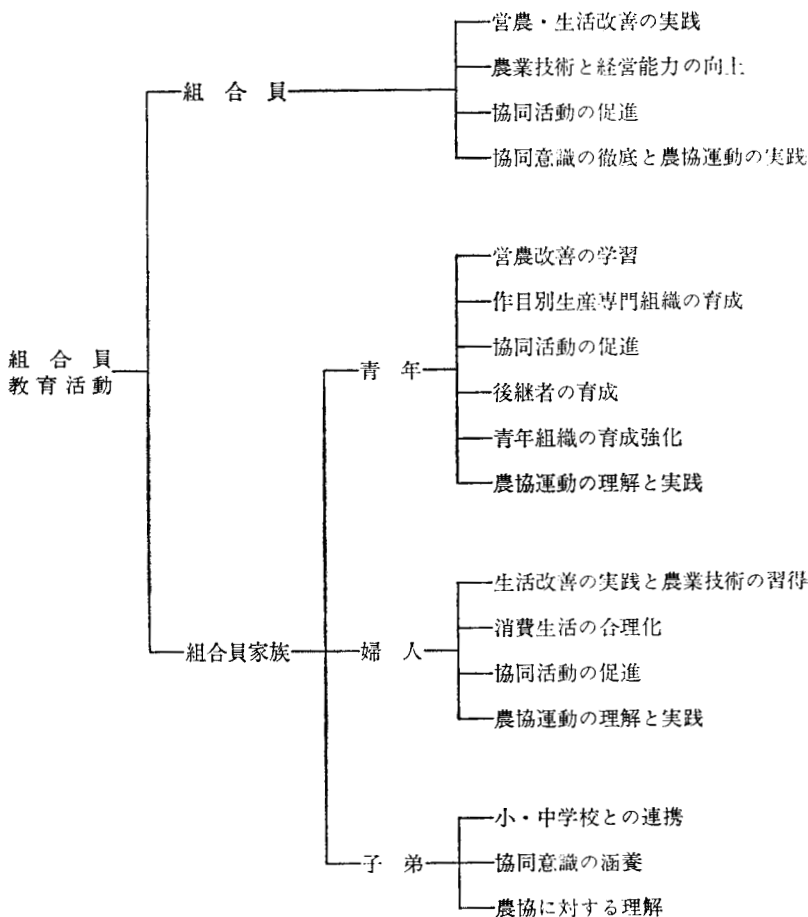
図III-16 山形県農協教育体系図



図III-17 役職員教育訓練体系図



図Ⅲ-18 組合員教育活動体系図



＜体系的に動き出した本県農協教育＞

このようにして、①農協教育基本要綱、②農協組合員教育推進基準、③組合員教育訓練体系、④組合員教育カリキュラム、⑤農協役職員教育訓練推進要綱、⑥農協教育基金の造成・運用、⑦農協における教育訓練体系と教科課程に準拠する本県農協教育は体系的に動き出したのである。

45年県大会で報告された農協教育基金の造成と果実計画は表Ⅲ-89の通りであって、48年大会では、この基金造成計画は計画通り達成されたことが報告されると同時に、果実運用では、農協が行なう研修・講習への助成、研修施設としての蔵王農林年金会館の一部借り上げ、産業ビル内に設置した県農協研修室、庄内農業管理公社一部の研修室借り上げ活用等が「総合教育センター設置」（45年大会決議）に向っての段階的活動であったと報告した。また、同大会では県立農協講習所、中央協同組合学園による養成教育についても報告された。

「県立農協講習所、中央協同組合学園による養成教育」

次代を担う中堅組合員および農協職員の有能な人材養成のため、教育機関として中央協同組合学園と県立農協講習所があるが、農協講習所1年制については、中央会・連合会から講師を派遣し、

表Ⅲ-89 農協教育基金の造成と果実

基金造成状況及び年次計画

単位：千円

	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	合計
単位農協	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
連合会	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
合計	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	200,000
果実計	40,000	80,000	12,000	160,000	200,000	

## 果実計画

科目		年度別果実類					
款	項	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度以降
基金運用収入		2,400	4,800	7,000	9,600	12,000	12,000
	預金利息	2,400	4,800	7,200	9,600	12,000	12,000
合計		2,400	4,800	7,200	9,600	12,000	12,000

表Ⅲ-90 県立農協講習所卒業生の就職状況（昭和45～49年）

年度	就職先	単協	県連合会	中央会	農業共済組合	自営	進学	その他	計
昭和45年		25	3	-	-	-	-	6	34
46		30	3	-	-	-	-	2	35
47		32	-	-	-	-	-	-	32
48		36	-	-	-	-	-	-	36
49		34	2	-	-	-	-	-	36
設立以来		594	53	4	18	19	3	82	773

農協職員後継者の育成につとめている。

同講習所の昭和49年度までの卒業生 773 名の就職状況をみると、84.2%が県内農協関係に就職している（表Ⅲ-90参照）。

中央協同組合学園には、組合員の子弟 9 名が受験、5 名が合格して現在在学中である。

## 6) マトをしぼった総 3 教育

第 13 回県大会（48 年）は、第二次総合 3 か年の実践に関する決議をした。二次総合 3 の 4 本の柱のなかで教育・広報は、それぞれ次のように極力マトをしぼって実施に移された。

〔組合員教育活動の徹底〕 ①作目別組織リーダー育成研修、②生活合理化のための消費者教育、④後継者育成のための農業高校生への協同組合教科（「協同組合と私達」を配付）、④農協青年、婦人組織育成研修、⑥後継者留学制度の創設。

〔役職員教育の計画的実施〕 ①トップマネジメント研修の充実、②役職員教育訓練カードの整備、③職場内教育の活発化、④職能別専門教育訓練の実施。

〔教育活動体制の整備充実〕 ①教育担当部署の明確化、②教育担当職員（教育専任）の設置、③農協対内広報の実施、対外広報活動の積極的展開、広報活動体制の確立（「本県の農協広報」参照）。

## ＜目と耳で確めた先進地視察＞

農協の再建整備が終了したところからとくに足しげく先進地を訪れるようになった。東北各県はもとより、北は北海道、南は九州の果てまで、あるいは、アジア、欧米までも足を伸ばし、見よう、

表Ⅲ-91 農協の職場外教育の受講状況（基本教育）

単位：人

対象別	年度	昭43年	昭44年	昭45年	昭46年	昭47年	昭48年	昭49年
常勤理事参事研修		120	132	—	107	—	42	—
理事研修		922	974	968	920	709	670	701
監事研修		668	450	417	308	322	242	250
新任理事研修		—	—	—	—	184	64	—
新任監事研修		—	—	—	—	72	30	—
中級職員養成研修		289	293	256	385	380	305	350
初級職員養成研修		300	305	286	286	382	475	421
管理者コース研修		15	30	—	38	16	32	15
中堅職員コース研修		30	75	67	60	15	—	30
一般職員コース研修		162	150	—	29	—	—	—

〔注〕 中央会

聞こうと系統農協の人々は数多く出かけた。視察は温泉マークと同一視されたり、ノーキョーさんの言葉がとびでるほどでもあった。本県を訪れた県外の人もまた数知れない。東欧、アジア、中共からも本県農業・農協を見にやってきた。

視察から得た有形無形の測り知れない収穫があったことは確かであろう。視察の頻度がとくに高かったのは東北各県はもとより、長野の教育・営農・生活・共済、茨城の営農団地、愛知の集団栽培、香川の加工、静岡の経営、神奈川の有放・農協合併・生協・都内の全中・全国連・工場、北海道の組織・店舗・電算、九州の新佐賀段階などであった。耳学問、百聞一見にしかずの諺があるように、視察は通常、講義も教科書もない。目と耳で知り、肌で感ずる重要な教育の場でもあった。

「教育基金果実運用」ではじめて海外研修を実施したのは、単協職員12名、中央会・連合会職員3名計15名編成（团长・県中高橋四郎）による「欧州の農業と協同組合視察」であった（49年11月）。

〔農協の図書室〕 県内農協のほとんどは、主として家の光文庫本（家の光協会発行図書）、全中発行の「農業協同組合」（雑誌）、日本農業新聞などを中心に組合員、役職員向けの図書、雑誌、新聞を備えつけてきた。そのなかで、図書室形態をとっているのは41年・21農協、45年・22農協と横ばいを続けたが、そのうち、「読書の秋に贈り物、豪華な農協図書館完成・新堀農協」（3万冊）、「25年の長い伝統、1,000冊近い専門書から実用書、生活にとけこんだ利用ぶり一本沢農協」と日本農業新聞で紹介された農協図書室もある。

全県的には、47年から、県農協教育基金果実運用と各連拠出によって、山形市産業ビル4階に山形県農協図書資料室が開設され、とくに農業図書、農協図書を中心に各種資料が収集保管され利用されてきた（各種資料のほか単行本3,000冊）。庄内には、農業管理公社の一室に開設されている。

#### ＜連合会が実施した教育研修＞

県内各連が事業推進のために実施した単協向け教育研修はきわめて多い。残念ながら本史にその内容を載せることはできない。単協、中央会、連合会内の内部教育も割愛した。

〔協同組合教育月間の設定〕 協同の原点「組合員の協同意識に目覚めた心の通い」に灯をともしようと、本県系統農協は、第一次総3の最終年度48年から教育月間を設けた。国際協同組合デー（7

月第1土曜日)のある7月をこの月間として、単協ごとにあるいは中央会・連合会毎に、また全系統的に教育諸行事がくりひろげられている。全県総合教育センターが設置されるのはいつの日であろうか。

「世界の人びとは……資本によって支配される制度から、人間の尊厳と平等に基礎をおく制度への重大な転換を念願している。」1966(昭41)ICA 大会委員会報告